

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令案の概要

## 1. 背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号。以下「法」という。）が平成 17 年 11 月 7 日に公布され、公布の日から 3 月を超えない日に施行されることとされています。

今般、法の施行に伴い必要な事項を定めるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）等の一部を改正し、特定建築物の要件等について、次のとおり定めることを予定しております。

## 2. 改正内容

## 2-1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正

## (1) 多数の者が利用する特定建築物の規模要件

法第 6 条第 1 号において政令で定めることとされている多数の者が利用する特定建築物の規模要件を、用途に応じ、それぞれ次のとおりとする。

- ① 幼稚園、保育所 階数が 2 以上で、かつ、床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上
- ② 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム、老人短期入所施設・身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの、老人福祉センター・児童厚生施設・身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 階数が 2 以上で、かつ、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ③ 多数の者が利用する特定建築物のうち、①、②、④以外の用途のもの 階数が 3 以上で、かつ、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ④ 体育館 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上

## (2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件

- ① 法第 6 条第 2 号において政令で定めることとされている危険物の種類は、以下のとおりとする。
  - i) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）
  - ii) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類
  - iii) マッチ
  - iv) 可燃性のガス（v）及びvi）を除く。）
  - v) 圧縮ガス
  - vi) 液化ガス
  - vii) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- ② 法第 6 条第 2 号において政令で定めることとされている危険物の量は、以下のとおりとする。
  - i) 火薬類
    - イ 火薬 10 t
    - ロ 爆薬 5 t
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個

- ニ 銃用雷管 500 万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 500 k m
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 t
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ 30 t 又は 5 t
  - ii) 石油類 危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
  - iii) 消防法第二条第七項に規定する危険物 (ii) 石油類を除く。) 危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
  - iv) 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 30 t
  - v) 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 20 m<sup>3</sup>
  - vi) マッチ 300 マッチトン
  - vii) 可燃性のガス (vii) 及びviii) を除く。) 2 万 m<sup>3</sup>
  - viii) 圧縮ガス 20 万 m<sup>3</sup>
  - ix) 液化ガス 2,000 t
  - x) 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。) 20 t
  - xi) 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。) 200 t
- 注) 2 種類以上の危険物を貯蔵等しようとする場合においては、それぞれの危険物ごとに「貯蔵等しようとする量 / i) から x) までに定める量」を算出し、その合計値が 1 以上となる場合に、特定建築物の要件に該当することとする。

**(3) 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件**

法第 6 条第 3 号の地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- ① 12 m 以下の場合 6 m
- ② 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

**(4) 所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件**

- ① 所管行政庁による指示の対象となる特定建築物に、次に掲げるものを追加する。
  - i) 幼稚園、小学校等
  - ii) 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - iii) (2) の建築物
- ② 所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。
  - i) 指示の対象となる特定建築物のうち、ii) から iv) まで以外の特定建築物 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup> 以上
  - ii) 幼稚園、保育所 床面積の合計が 750 m<sup>2</sup> 以上
  - iii) 小学校等 床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup> 以上

iv) (2)の建築物 床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上

(5) **独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の業務の特例の対象となる建築物**  
法第 14 条において政令で定めることとされている、都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構が耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる建築物は、次に掲げるものとする。

- ① 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成 16 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項各号に定める住宅（共同住宅又は長屋に限る。）
- ② 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 11 条第 3 項第 4 号の施設である建築物

## 2-2 独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正

機構法第 11 条第 3 項第 2 号の政令で定める業務として、都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内の共同住宅等（独立行政法人都市再生機構法施行令第 3 条各号に定める住宅を除く。）の耐震診断及び耐震改修を追加する。

## 3. 今後の予定

平成18年 1 月下旬：公布（予定）

平成18年 1 月下旬：施行（予定）